資料１－３

教職課程認定基準改正（令和8年5月28日付改正）等について

2026.10.2
令和8年度教職課程認定等に関する事務担当者説明会

文部科学省初等中等教育局　教育職員政策課

1－3. 教職課程の審査②：教員審査

担当教員の審査については、単に著書や学術論文等の活字業績の有無によるのではなく、職務上の実績、職務経験の期間、関連する資格等を考慮し、総合的に判断。ただし、活字業績が全く無い場合には、十分な能力があるとは認められない。

○教職課程認定基準3

（6） 認定を受けようとする課程の授業科目の担当教員は、その学歴、学位、資格、教育又は研究上の業績、実績並びに職務上の実績等を勘案して、当該科目を担当するために十分な能力を有すると認められる者でなければならない。

○教職課程認定審査の確認事項3

（1） 担当教員の審査に当たっては、単に著書や学術論文等の有無によるのではなく、当該教員の専攻分野に関連する職務上の実績、当該専攻分野に関連する職務経験の期間、当該専攻分野に関連する資格等を考慮し、総合的に判断するものとする。

○教育又は研究上の業績及び実績の考え方 （平成23年課程認定委員会決定）

1．基本的な考え方

○ 認定を受けようとする課程の授業科目の担当教員は担当する授業科目に関連した分野の業績及び実績を有することが必要である。例えば、教職に関する科目の「各教科の指導法」を担当するのであれば、当該教科の指導法に関する業績等が必要であり、単に当該教科の内容に関する業績等のみでは不十分である。

○ 単に著書や学術論文等の有無により審査を行うものではないが、担当する授業科目に関連した分野の著書や学術論文等が全く無い場合には、当該科目を担当するために十分な能力を有する者であるとは認められない。

このページ以降は「教職課程認定申請の手引き（令和９年度開設用）」の抜粋

（１５）【文科】―２

様式第４号（教員個人に関する書類）

教育研究業績書

令和●年３月１日

氏名　　文　科　太　郎

認定を受けようとする課程における担当授業科目

教科及び教科の指導法に関する科目	大学が独自に設定する科目	教育の基礎的理解に関する科目等	特別支援教育に関する科目
・算数科指導法Ⅰ（オムニバス） ・算数科指導法Ⅱ（オムニバス）		・教育方法・技術論（単独） ・総合的な学習の時間の指導法（単独）	

担当形態を（　）で記載すること。

授業科目を記載する区分が適切か確認すること。
【よくある誤記】
教育の基礎的理解に関する科目等の「特別の支援を必要とする…」科目を「特別支援教育に関する科目」欄に記載している。

教育上の能力に関する事項

事項	年　月	概要
（教育方法の実践例、作成した教科書・教材、教育上の能力に関する大学等の評価、実務の経験を有する者についての特記事項等）		
１．教育方法の実践例	平成XX年X月 ～	授業において配付する資料を事前にWeb上に掲載し、学生が予習・復習に活用できるようにしている。 また、オフィスアワー及びメールにて、学生からの相談を随時受け付けている。
２．作成した教科書・教材	平成XX年X月 ～	平成XX年度●●県教育委員会「○○研修会」で活用する教材を作成した。
３．教育上の能力に関する大学等の評価	平成XX年X月	××大学より、平成XX年度優秀教員表彰を受賞した。
４．実務の経験を有する者についての特記事項	令和X年X月	××高等学校３年生を対象とした大学講義体験授業の講師を務めた。

職務上の実績に関する事項

事項	年　月	概要
１　資格，免許	平成XX年X月	小学校教諭専修免許状（免許状番号：平○小専第XXX号）
２　学校現場等での実務経験	８年	××小学校　教諭（昭和XX年X月～平成XX年X月） ××小学校　教諭（教務主任）（平成XX年X月～平成XX年X月）
３　実務の経験を有する者についての特記事項	平成XX年X月 平成XX年X月	××大学附属○○小学校における授業の指導助言 ××大学教員免許状更新講習「○○○○○」講師
４　その他		特記事項なし

複数の勤務歴がある場合、合算した年数を記載すること。

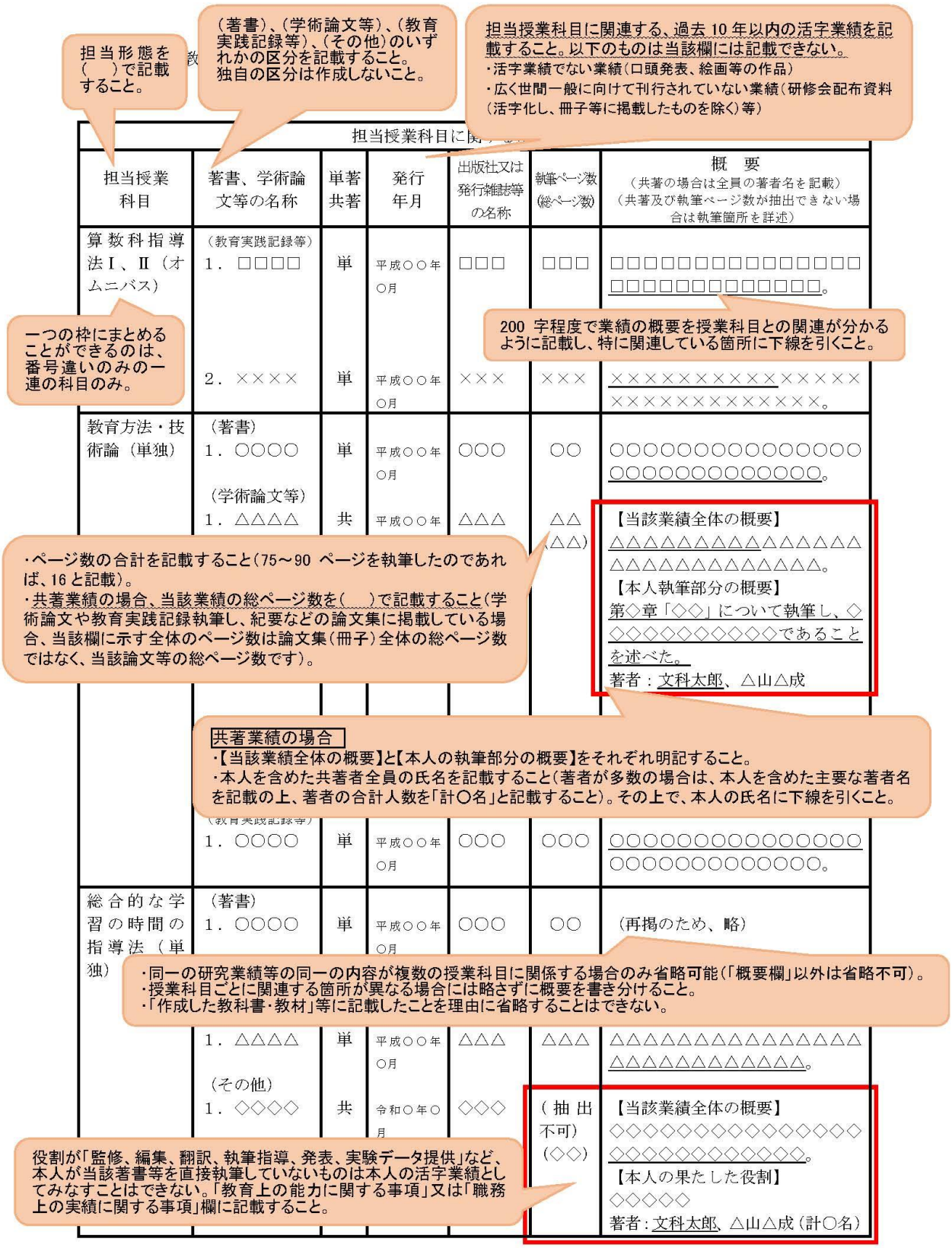
担当形態を（　）で記載すること。
（著書）、（学術論文等）、（教育実践記録等）、（その他）のいずれかの区分を記載すること。独自の区分は作成しないこと。
担当授業科目に関連する、過去10年以内の活字業績を記載すること。以下のものは当該欄には記載できない。
・活字業績でない業績（口頭発表、絵画等の作品）
・広く世間一般に向けて刊行されていない業績（研修会配布資料（活字化し、冊子等に掲載したものを除く）等）
担当授業科目に関
担当授業科目
著書、学術論文等の名称
単著共著
発行年月
出版社又は発行雑誌等の名称
執筆ページ数（総ページ数）
概　要（共著の場合は全員の著者名を記載）（共著及び執筆ページ数が抽出できない場合は執筆箇所を詳述）
算数科指導法Ⅰ、Ⅱ（オムニバス）
（教育実践記録等）
1．□□□□
単
平成○○年○月
□□□
□□□
□□□□

教育又は研究上の業績及び実績の考え方

平成２３年３月９日
課程認定委員会決定
一部改正　令和元年１２月１２日改正
一部改正　令和５年　９月２８日改正

教職課程認定基準（平成１３年７月１９日教員養成部会決定）３（６）に規定する教育又は研究上の業績及び実績に関する審査については、以下のとおり考えることとする。

１．基本的な考え方

○　認定を受けようとする課程の授業科目の担当教員は担当する授業科目に関連した分野の業績及び実績を有することが必要である。

例えば、教科及び教科の指導法に関する科目の「各教科の指導法」を担当するのであれば、当該教科の指導法に関する業績等が必要であり、単に当該教科の内容に関する業績等のみでは不十分である。

○　単に著書や学術論文等の有無により審査を行うものではないが、担当する授業科目に関連した分野の著書や学術論文等が全くない場合には、当該科目を担当するために十分な能力を有する者であるとは認められない。

２．教員等の実務経験のある教員についての取扱い

○　教員等の実務経験のある教員については、必ずしも著書や学術論文が求められるものではないが、著書や学術論文がない場合には、大学や教員研修センター等での指導や研究会等での研究発表、校内研修での実践発表などにおける、実践的・実証的研究成果の発表記録や著作等を有することが必要である。

○　上記の発表記録や著作等には、実務経験からくる実務の経験知・識見のみならず、知見の理論化や一般化に係る内容が包含されていることが必要である。

３．担当教員の業績及び実績の考え方

○　「各教科（保育内容）の指導法」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」の授業科目を担当する教員の業績については、大学生や成人を対象とした研究業績等のみでは不十分であり、原則として学校教育段階の研究業績等が必要である。

○　「教育に関する理念並びに教育に関する歴史及び思想」など、複数の要素を取り扱う事項の授業科目を担当する教員については、当該授業科目で中心となる要素に関する研究業績等を有し、当該授業科目の内容からおおむね担当できるとみられる場合には、原則として担当「可」とする。

○　「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」における発達及び学習の過程を両方含んだ授業科目を担当する教員については、発達心理学又は学習心理学のいずれかに関する研究業績等を有し、当該授業科目の内容からおおむね担当できるとみられる場合には、原則として担当「可」とする。

（参考）

○　教職課程認定基準（平成１３年７月１９日教員養成部会決定）

３（６）教育課程、教育研究実施組織（免許状の種類にかかわらず共通）

認定を受けようとする課程の授業科目の担当教員は、その学歴、学位、資格、教育又は研究上の業績、実績並びに職務上の実績等を勘案して、当該科目を担当するために十分な能力を有すると認められる者でなければならない。

○　教職課程認定審査の確認事項（平成１３年７月１９日課程認定委員会決定）

３（１）教育研究実施組織関係

担当教員の審査に当たっては、単に著書や学術論文等の有無によるのではなく、当該教員の専攻分野に関連する職務上の実績、当該専攻分野に関連する職務経験の期間、当該専攻分野に関連する資格等を考慮し、総合的に判断するものとする。

「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の審査の考え方

平成３０年１０月９日
課程認定委員会決定

１．教育課程（シラバス）の考え方

（１） コアカリキュラムの「全体目標」「一般目標」「到達目標」の内容を修得できるように授業が設計されており、「到達目標」に関する内容がシラバスの各授業回を通じて全体として含まれている必要がある。これが満たされる限り、各到達目標に示されている個々の障害種等の個別の要素をシラバスに含めることは必須ではない。

（２） 保育士養成課程の「障害児保育」や小・中免の「介護等体験事前指導」等の科目と併せて科目を開設してもかまわないが、科目名称は３．のとおりにすること、及び、１単位分以上の内容が含まれていることが必要である。

（３） 「障害はないが特別の教育的ニーズのある幼児、児童及び生徒の把握や支援」の内容がシラバス（「授業の概要」、「授業のテーマ及び到達目標」又は「授業計画」のいずれか）に記載されていることが必要である。なお、「母国語」や「貧困」の問題等、特別の教育的ニーズへの対応の必要性を理解する上で取り扱う事例は限定しない（いずれの事例を取り扱ってもかまわない）。

また、「特別の教育的ニーズ」や「配慮が必要な子ども」などの、障害による「特別の支援」の内容を扱うのか、障害はないが「特別の教育的ニーズ」の内容を扱うのかが判別がつかないような標記は避け、「**障害はないが**特別の教育的ニーズ」とするか、「母国語」や「貧困」の問題等の具体事例をシラバスに明記すること。

（４） 講義形式や演習形式などの開設形態を指定していないため、いずれの形式でも実施が可能である。

２．担当教員の業績及び実績の考え方

（１） 授業内容を構成する一般目標が、

① 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の障害の特性及び心身の発達の理解
② 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する教育課程や支援の方法の理解
③ 障害はないが特別の教育的ニーズのある幼児、児童及び生徒の学習上又は生活上の困難とその対応の理解

となっており、このうち①及び②が授業内容を構成すべき主たる内容であると考えられることから、①や②に関連する業績※等があれば、担当「可」とする。

※　知的障害、肢体不自由、発達障害等いずれかの障害種の、『教育（制度、理念等）』、『心理、生理、病理』、『教育課程・指導法』に関連するいずれかの業績を指す。

なお、この場合、①や②に含まれる個々の要素一つ一つに関連する業績（活字業績及び「教育上の能力に関する事項」、「職務上の実績に関する事項」）を網羅する必要はない。

（２）　医療・福祉関係のみの業績を有する場合においては、一般的には、当該科目で必要とされる内容と適合していないと考えられることから、少なくとも、当該科目の担当教員の１人以上は学校教育に関連する研究業績又は職務経験を有していることが必要である。

（３）　過去１０年以内の審査会において、特別支援学校教諭養成課程の科目（特別支援教育に関する科目）の担当教員として単独担当「可」と判定されていることが確認できれば、その審査結果を尊重し、審査を行う。

３．科目名称の考え方

（１）　「特別支援教育（概論、総論、入門）」、「特別の教育的ニーズの理解とその支援」、「特別のニーズ教育の基礎と方法」等、障害の有無にかかわらず特別の教育的ニーズのある児童生徒等への支援・教育がイメージされる用語が含まれている必要がある。したがって、特定の障害名を付した名称（「発達障害（概論、総論、入門）」）や保育士養成課程の「障害児保育」は適切ではない。

なお、「インクルーシブ教育」は障害のある児童生徒等と障害のない児童生徒等が共に学ぶ仕組みのことを指す教育の一形態であるので、「インクルーシブ教育論」等の名称は適切ではない。

「総合的な学習の時間の指導法」の審査の考え方

平成３０年１０月９日
課程認定委員会決定

１．教育課程（シラバス）の考え方

① 「総合的な学習の時間の指導法」のコアカリキュラムにおいて求められているのは「総合的な学習の時間」の年間指導計画や単元計画などの具体事例を学ぶことであるため、「各教科の指導法」のような、各単元の具体的な指導案等の作成、及び模擬授業を含めることは必須ではない。

② 「総合学習」と「総合的な学習の時間」の混同をさけるため、科目名称を「総合学習」とすることは適切ではない。ただし、シラバスにおける授業の概要や授業計画において、学習理論又は実践事例として「総合学習」という名称を使用することは差し支えない。

２．担当教員の業績及び実績の考え方

① 業績の論文名等に「総合的な学習の時間」という表記がなくても、学校内の授業における「総合的な学習の時間」のカリキュラム開発や授業実践の考察等を論じたものであれば、業績として記載が可能。（養護教諭・栄養教諭養成課程も小中高と同様の取扱いとする。）

② 「総合的な学習の時間」の実践を扱った研究（学術論文・教育実践記録いずれも可）であれば、担当する免許状の学校種と研究対象の学校種によらず業績として記載が可能。

３．科目名称の考え方（複数事項を合わせて開設する場合を含む）

① 学習指導要領では小中学校が「総合的な学習の時間」、高等学校が「総合的な探究の時間」とされているが、免許校種によらず両方の用語を採用して差し支えない。
ただし、「総合学習」の名称は１．②のとおり、適切ではない。

② 各教科の学習指導における「探究的な学習」という意味と混同するため、「探究的な学習の指導法」や「探究学習論」の名称は適切ではない。

③ 複数事項を合わせて開設する場合であったとしても、原則として、科目名称に「総合的な学習（の時間）」という表記を含めることが必要。また、総合的な学習の時間に近い意味合い、あるいは複数の事項を包括した意味合いをもつ「教科外活動の指導」や「教科横断的学習の指導」、「合科的な指導」などの名称は適切ではない。

外国語（英語）の審査の考え方

平成３０年１１月２９日
課 程 認 定 委 員 会 決 定

１．教育課程（シラバス）の考え方【小学校の教職課程】

（１） 「外国語（英語）の指導法」は『小学校における外国語活動（中学年）・外国語（高学年）の学習・指導・評価に関する基本的な知識・指導技術』を、「外国語（英語）に関する専門的事項」は『小学校における外国語活動・外国語の授業実践に必要な実践的な英語運用力と、英語に関する背景的な知識』を身に付けることが求められるため、各事項において含めるべき内容を踏まえ、「指導法」と「専門的事項」の内容のすみ分けを行うことが必要である。

２．教育課程（シラバス）の考え方【中学校・高等学校の教職課程】

（１） 各教科の指導法（英語科の指導法）

① 英語科の指導法のシラバス作成に当たっては、外国語（英語）コアカリキュラムのみではなく、「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」の教職課程コアカリキュラムにおいて求める内容を含める必要がある。

② 外国語（英語）コアカリキュラムに記載している学習項目（英語科の指導法における「第二言語習得」など）を英語科の指導法の最低修得単位（中一種免の場合は８単位、中二種免の場合は２単位、高一種免の場合は４単位）に含めずに別に科目を設定する場合、コアカリキュラムを満たすためには、当該科目は「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち「各教科の指導法（英語科の指導法）」又は「複合科目」の必修科目に位置付ける必要がある。

（２） 英語コミュニケーション

学習項目及び各到達目標に定める「聞くこと、読むこと、話すこと、書くこと」及び「領域統合型の言語活動」の全てを含めることが求められるため、コアカリキュラムに定める各到達目標ごとに適切な授業時間数が確保されていることが必要。

（３） 英語学

英語学の全体目標が「中学校及び高等学校における外国語科の授業に資する英語学的知見を身に付ける」、英語科の指導法の全体目標が「中学校及び高等学校における外国語（英語）の学習・指導に関する知識と授業指導及び学習評価の基礎を身に付ける」とされていることを踏まえ、英語学の科目で含めるべき内容と、英語科の指導法で含めるべき内容のすみ分けを行うことが求められる。

（４） 英語文学

学習項目が「文学作品から見る多様な文化」や「英語で書かれた代表的な文学」であることを踏まえると、作品が異なっていたとしても、特定の作家を扱うことのみでコアカリキュラムの内容を満たすことは適切ではない。

また、英語文学のシラバス作成に当たっては、「英語で書かれた代表的な文学」の具体の作品の名称若しくは作家名をシラバスに明示することが求められる。

（５） 異文化理解

① 全体目標が「社会や世界との関わりの中で、他者とのコミュニケーションを行う力を育成する観点から、外国語やその背景にある文化の多様性及び異文化コミュニケーションの現状と課題について学ぶ」であることを踏まえると、英米の政治や歴史、美術・環境問題など特定の題材を扱うことのみでコアカリキュラムの内容を満たすことは適切ではない。

② 到達目標で「多様な文化的背景を持った人々との**交流を通して**、文化の多様性及び異文化交流の意義について**体験的に理解**」する必要があるため、当該内容を含む科目は、様々な文化的背景を持った人々（交換留学生や近隣に在住・勤務している外国人等）と実際に交流する機会を持つことが求められる。インターネットを利用して、テレビ会議、電子メール、ＳＮＳによるやり取りなどを行うことも考えられる。「当該授業科目の担当教員（外国籍）」との交流のみで当該コアカリキュラムの内容を満たすことは適切ではない。

また、異文化理解の科目外において、受講者全員が、多様な文化的背景を持った人々との交流を体験的に実施している場合は、その交流活動の事前・事後指導を異文化理解の科目に位置付けるなどしていれば、コアカリキュラムの内容を満たすことが可能。

③ コアカリキュラムの内容を満たす科目については、英米など英語母語話者が多数を占める国を中心に、英語が使われている国・地域に関する異文化理解の内容を扱うことが必要。

④ 「文学作品を通した異文化理解」を扱う場合は、英語文学の学習項目「文学作品から見る多様な文化」にふさわしいため、英語文学の科目として位置付けることが適切である。

３．担当教員の業績及び実績の考え方【小学校の教職課程】

（１） 「外国語（英語）の指導法」の審査に当たっては、小学校学習指導要領における「外国語活動」（英語）に関する活字業績を有している者を充てることも可能とする。

（２） 「外国語（英語）に関する専門的事項」の審査に当たっては、「小学校における外国語活動・外国語の授業実践に必要な実践的な英語運用力」の育成に関する活字業績、若しくは『英語に関する背景的な知識』に関する活字業績を有していることが求められる。（例えば、「英語学」、「英語文学」、「英語コミュニケーション」、「英語圏の異文化理解」、「第二言語習得」等に関する業績が考えられる。）

４．担当教員の業績及び実績の考え方【中学校・高等学校の教職課程】

（１） 各教科の指導法（英語科の指導法）の科目に関する研究業績においては、原則として中学生若しくは高校生を対象とする指導法に関する研究業績が求められる。（研究対象が大学生以上であっても、英語科の指導法に関する研究業績であれば記載が可能。）

５．科目名称の考え方

（１） 小学校教員養成課程の「外国語（英語）の指導法」の科目名称として、「外国語活動」を含めてもよいが、「外国語活動」のみの名称は適切でない。

（２） 各教科の指導法の必修科目と教科に関する専門的事項の一般的包括的内容を含む科目（小学校教員養成課程においてはコアカリキュラムを満たす科目）において教職課程の教科専門科目における基礎的な内容を学ぶことが求められることから、「○○研究」の名称を付すことは適切ではない。

（３） 中学校・高等学校の教職課程の「英語コミュニケーション」の科目名称として、「対人コミュニケーション論」、「伝達能力論」などのコミュニケーションの理論を示すものは適切でない。また、英語コミュニケーション以外の内容を英語で扱うことによって、英語運用能力の向上を図る場合、その内容を科目名称に含めることは適切でない（例えば、イギリスの政治史を英語で授業をすることによって英語運用能力の向上を目的とする授業科目として、「イギリスの政治史」を科目名称とするのは適切ではない）。

特別支援学校教諭免許状に係る審査の考え方

令和元年１２月１２日
課程認定委員会決定
一部改正　令和４年７月２８日改正

担当教員の業績及び実績の考え方

１.「特別支援教育の基礎理論に関する科目」について

（１）　教員の業績には、教育職員免許法施行規則に規定された五つの特別支援教育領域（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者）を包含するような業績（五つの領域それぞれの専門業績を網羅する必要はなく、特別支援教育に係る概論的な業績であれば良い。ただし、成年を対象とした業績のみでは不十分であり、幼児、児童、生徒いずれかの学齢期を対象とした研究業績である必要がある。）があれば、担当「可」とする。

（２）　医療・福祉関係のみの業績は、一般的には、当該科目で必要とされる内容と適合していないと考えられることから、少なくとも、当該科目の担当教員の１人以上は学校教育に関連する研究業績又は職務経験を有していることが必要である。

２.「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目」について

（１）　教員は担当する授業科目が対象とする特別支援教育領域に対応した業績が必要である（重度・重複障害のみの業績では原則として認められない)。

（２）　一人の教員が生理と病理を担当する場合においては、生理又は病理に関するいずれかの業績があれば、担当「可」とする。

（３）　一人の教員が心理、生理、病理全てを担当する場合においては、心理に加え、生理又は病理の業績があれば、担当「可」とする。

３.「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」について

（１）　教員は担当する授業科目が対象とする特別支援教育領域に対応した業績が必要である（重度・重複障害のみの業績では原則として認められない)。

（２）　自立活動の業績のみを有する教員は、「自立活動」の内容のみ担当することができる。「教育課程」及び他の「指導法」の内容については、教育課程及び指導法についての業績を有する教員が担当し、複数又はオムニバスとすることが必要である。

４.「「心理、生理、病理」と「教育課程及び指導法」を合わせた科目」について

（１）　教員の業績は、心理、生理、病理及び教育課程、指導法全てを網羅する必要はなく、当該領域に関する業績が確認できれば担当「可」とする。ただし、成年を対象とした

業績のみでは不十分であり、幼児、児童、生徒いずれかの学齢期を対象とした業績である必要がある。

なお、授業内容に明らかな偏り（指導法が大半を占めているなど）がある場合は、いずれかの区分の科目として開設することが適切であり、その場合、担当教員は当該区分の内容に対応した業績が必要である。